

3 古デ推第 15 号
令和 3 年 7 月 6 日

古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 荻 正憲 様

古賀市長 田 辺 一 城

諮 問 書

古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成 14 年条例第 23 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について個人情報保護のため必要な措置が講じられていると認められるかについて、貴会の意見を求めます。

記

1. 実施機関

市長(古賀市役所)

2. 諮問する内容(個人情報取扱事務の内容)

- (1)テレワークにおける共有フォルダの取扱について
- (2)LINE 及び LoGo チャットにおける個人情報の取扱について

3. 個人情報取扱事務の目的

- (1) テレワークにおける共有フォルダの取扱について

新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機に、古賀市では令和 2 年 3 月 13 日からテレワークを実施しているところです。テレワークにあたっては、効率的な業務を遂行するためには、共有フォルダ上に保存されたファイルで作業することが不可欠ですが、テレワークにおいて取り扱うことができるファイルが明文化されていません。

本市としては、テレワークシステムにおいて、強固なセキュリティ対策を講じており、物理的にファイルが外部に流出することはないことから、共有フォルダ上の個人情報が含まれるファイル全てを等しく保護する必要はなく、重要性分類 I のみにパスワードを付与すれば良いこととしたい。

- (2)LINE 及び LoGo チャットにおける個人情報の取扱について

LINE サービス等における個人情報の取扱が社会問題化し、令和 3 年 4 月 30 日付け「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の

LINE サービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」が示されたことから、古賀市における LINE 等の取扱を別紙の通り決めました。しかしながら、業務を行うに当たっては、口頭や電話だけでは正確性、即応性に欠けることもあり、(補完的に)LINE や LoGo チャットなどで取り扱う必要があることから、その範囲を次のとおりとしたい。

| | 秘匿性の低いサービス ⁱⁱ | 秘匿性の高いサービス ⁱⁱⁱ |
|--------|--------------------------|---------------------------|
| 重要性分類Ⅰ | × | × |
| 重要性分類Ⅱ | × | ○ |
| 重要性分類Ⅲ | ○ | ○ |
| 重要性分類Ⅳ | ○ | ○ |

4.その他参考になるべき事項

- ・ネットワーク概念図
- ・シン・テレワークシステム概要資料
- ・政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)
- ・重要性分類ごとの情報資産

i (情報資産の分類)

第 4 条 情報資産は、データ保護の重要性並びに情報セキュリティに対する侵害が生じた場合の影響の程度及び範囲を考慮し、次のとおり分類する。

- (1) 重要性分類Ⅰ 個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ)及びセキュリティ侵害が住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報
- (2) 重要性分類Ⅱ 公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が業務の執行等に重大な影響を及ぼす情報
- (3) 重要性分類Ⅲ 外部に公開する情報のうち業務上重要な情報
- (4) 重要性分類Ⅳ 上記以外の情報

ii 本市のセキュリティポリシーに沿った対策を講じることがむずかしいサービス。データを国外サーバに保存(または保存先が不明)し、委託業者がメンテナンスや二次利用のため本市のメッセージにアクセスする可能性を排除できない。LINE など。

iii 本市のセキュリティポリシーに沿った対策を講じることができるサービス。データを国内サーバに保存し、委託業者であっても本市のメッセージにアクセスできないサービス。LoGo チャットなど。